九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

紛争研究パラダイムの再構成へ向けて

和田,仁孝九州大学法学部助教授

https://doi.org/10.15017/2021

出版情報:法政研究. 61 (3/4下), pp.645-674, 1995-03-20. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

紛争研究パラダイムの再構成へ向けて

和 田 孝

紛争研究のふたつの潮流と背景

紛争パラダイム批判の理論枠組み 「言説的構造」と「関係的実践」―

秩序と紛争の再帰的融合性

(三) 関係的実践と主体 (二)

言説的構造の支配と抵抗

(四) 紛争パラダイム批判と克服の方向

紛争処理機関研究の諸前提の批判的検討

匹 言説構造の支配と「紛争処理機関研究」の方向

紛争研究のふたつの潮流と背景

ことは、それと密接に関わる法社会学的紛争研究の展開とその内容にも多大の影響を与えてきたと言ってよい。 獲得してきたのである。さらにまた、 心の高まり」という、社会学・人類学等の諸分野における理論変容の動きを受けて、また他方で世界的に隆盛とな も最も精力的に研究がなされてきたテーマである。 わけ法社会学が法学部内の一分野として認識され、 た裁判外紛争処理機関設置への動きに刺激されて、 紛争研究は、 こうした傾向はより強いと言ってよいであろう。 法社会学という学問分野における主要な研究領域のひとつとして、日本においてもアメリカに 法律学プロパ ーが、 紛争研究はまさに法社会学の中心テーマのひとつとしての位置 一方で「構造機能主義パラダイムの衰退に伴う闘争や過 その研究者の大半が法学部出身者で構成されている我が国 視点こそ違え紛争の法的処理に直接関わる学問分野である 程 お とり の関 の場 Ų, 7

Dispute Processing と Dispute Process の観念的相違は鮮明であるが、 別され得るわけではない 認識的関 関心に従ってなされることが多い た研究傾向の分岐が見られる。 ンが存在していることは言うまでもないが、 これら様々な方向からの刺激・影響を受けつつ発展してきたことにより、 心を背景に展開される「紛争過程 Ų それぞれの内部にも政策志向的傾向と認識志向的傾向に関し濃淡の多彩なグラデー 最も大きな分岐は、 「紛争処理(Dispute Processing) (Dispute Process) 本稿の関心に沿った区分としてはこれで十分である。 法律学プロパーの関心をバックグラウンドとして政策的 研究」 機関研究」と、基本的には社会過程の経験 の区分であろう。 我が国では総称的に 紛争研究内部にも多様な志向性を内包し もちろん、 「紛争処理」 両 なお 者 の語 は 英語 画 規範的 然と区 が用 では 的

るのである。

り、「処理」志向的なその他の研究も含むことをお断りしておきたい。 化された「機関」 られることが多いため、 Dispute Processing の研究に限定するという意味ではなく、 ここでは含意をより鮮明にするため Dispute Process に関する研究を に関する研究を 「紛争処理 機関研究」 Processing と呼んでおくことにする。 研究の典型が機関研究と考えられ Ł ちろ 「紛争過 後 程研 る 者 か らで 究 は 制 (分

あ

度

学的 中に を色濃く反映したものであった。 ばれる過去数十年の法社会学の動きは、 的 社会的にもそのように認知されている研究も存在する。 善に貢献しようとするものである。 V۷ こうとする政策的関心と、 ンスを分析・記述し、 まず ŧ 実証 ちろん、これら「紛争処理機関研究」の中にも、 規範的 「紛争処理機関研究」 的分析が志向されることも多い。 リ 紛争処理機関分析に「科学的・実証的」 ガリズムに根ざした諸神話の支配が否定すべくもなく及んでおり、 さらに評価をも加えて、 他方、 は、 典型的には特定紛争処理方式・機関 しかしながら、 そこには、 伝統的な法律学プロ リアリズム法学の遺産を一部引き継ぎつつ、 事実、 通常、 当該方式· 後に詳しく見るように、 アメリカを中心として展開してきた 説得性を単に付加する形で取り込まれていく結果に留まって 純粋に認識的関心からする経験的・ 紛争処理という活動を通じて社会をより適切 パ また法律学固有の規範的関心 ーの理念枠組みの強烈な支配の痕跡を見ることができる。 機関の制度的 (たとえば訴訟や調停) これら「科学的 組織的 現実にはそれ 法律学プロパーへの対抗的要素 規範的構成および運 「法と社会ムーヴメント」 へのアンチテーゼとして 実証的研究を標榜し、 実証的 の機能 が抵抗 紛争処 有効に しようとした法 な Va 用 理研究」 し 制 形 態 御 フ 科学 と呼 して オ の \mathcal{O} つ 改 1

学的 ح の意味で現在の 実証的」 分析を標榜していようと、 一紛争処理機関研究」 「処理方式ない の大半は、 そ れが明示的 し機関のパフォ に政策的 ーマンス改善・向上」 ・規範的関心を提示していようと、 を現在支配的な法文化 不科

的 価 値理念の枠内で把握・定義し、 結果的にそれを再強化していく方向に貢献していると言うべきなのである。

0) に関する認識的関心が優越していると言ってよい。 れつつ、 際の利用可能な選択肢ないし影響要因のひとつとして相対化され背景化されるのである。 に対し、 様々な構造的 「紛争過程研究」は、 ・規範的要因や状況的要因の影響が分析されていくのであり、 どちらかと言えば政策的・規範的関心への直接的志向は弱く、 そこでは紛争状況における関係諸個人の 特定の紛争処理方式 活動 動態に焦点が合 社会過程 機関はそ 0) 動 熊

ものと思われる。 が 実上より薄くなっていると言ってよいだろう。 念に拘束された概念や視角が無自覚に前提されていることもない訳ではない。 析のように、 相対化 小さい(とされた) Ł ちろんこの 背景化」により、 暗黙裡に政策志向的関心と結合したものもあるし、 「紛争過程研究」 地域での法人類学的紛争研究をモデルとしたことも、こうした傾向を促進する方向に作用 "紛争処理機関研究」 の中にも紛争・ 「紛争過程分析」 と比べそうした直接的な政策的関心や法文化的価値理 苦情の発生過程や紛争処理機関が提供した が、 そこまで直接的でなくとも支配的な法文化的! その主要な知的淵源として近代的法制 しかし、 先に述べた「紛争処理 「解決」 0) 念の)履行過 度の影 支配 機関 程 価 した は 値 0) 事 \mathcal{O} 理 分

た 的な法的紛争処理機関を補充するものとして、 裁判外紛争処理機関のデザ の相互関係と処理メカニズムを参考にしつつ、 ばしばモデルとしていたことは、 「紛争処理機関研究」 これら紛争研究のふたつの流れは、 が展開されていくという形での協力関係に、 インが、 そうした協働関係の最も明白な表れである。 法人類学研究の提示した治療的紛争処理フォ 「紛争過程分析」 また時には法的機関 紛争処理手続き・ によって明らかにされた紛争動態の構造ない 機関のデザインおよび への批判的意義をも有するものとして提言され 基本的にはあったと言ってよい。 また、 ラムや調和的合意形成 紛争過程の展開 パ フォ ーマンス改善を志向 とり のし メカニズムを かたに関 し諸要因 わけ伝統 た

A D する実態分析は、 きを追い風として、相乗的に今日の紛争研究の隆盛を帰結してきたのである。 不可欠の基礎デー R 運動 (およびそれを反映した裁判研究) 紛争の適切な処理機関へのフロ タと知見を提供してきた。 こうして紛争研究のふたつの流れは、 という動きを、 ーないしチャネリングを重要課題と考える「紛争処理機関研究」に 知的・学問的には 「法と社会ムーヴメント」とい 政策的ないし政 治的 なレ う動 では

映 れば、 立 制度改革に昇華させていくにはあまりにもミクロに過ぎ、 紛争過程分析」 る。 的要素は、 か また 大半の しまた、 「紛争処理機関研究」 それぞれ 「紛争処理機関研究」 これらふたつの流れには互いに相容れない要素も存在してい が明らかにした認識的成果を自身の関心に沿って選択的に都合良く利用してい の論者の採る方法論的立場や価値意識をも反映し複雑に錯綜しつつ、 の立場からすれば、 における 「紛争」の捉え方や「解決」 「紛争過程分析」 緊急の政策課題には間に合わないものと映る。 の微細なダイナミズム分析は機関デザインや の定義等は極めて粗雑なものに過ぎず、 た。 「紛争過程分析」 紛争研究内部での様 るに過ぎない を採る立場 こうした対 のからす 々な のと

ムその かし現在、 ものが大きな危機に瀕していると言っても過言ではない。 こうした紛争研究の隆盛と、 ある意味でそれに必然的に伴う多様な分岐の結果として、 紛争パラダイ

分岐を生み出してきたのである。

な試みを提起していくことが必要とされているのである。(4) ę, それを乗り越えたパラダイムへの要請が強まっているという状況がある。 第一 両者をい に 上述のごとく「紛争処理機関研究」、「紛争過程分析」それぞれの立場から見た互いの不十分さが露呈 かに結びつけて新しい枠組みを設定していくべきか、 その際の鍵となる視角は何なの 相互の批判はそれなりに理解できるとして か に つ いて生産的

第二に、 政策志向を明示するものであれ、 実証研究を標榜するものであれ、 「紛争処理機関研究」 が ~暗默裡 に 措定

深く鋭利な異議申立てと根を同じくする批判が「紛争処理機関研究」にも向けられていると言ってよいであろう。 る基本的な論点が問題として問い する基本的前提の裡に、 紛争処理機関研究」が設定する諸概念、 近代以降の支配的な法文化イデオロギーの呪縛が及んでいることに起因する懐疑である。 かけられているのである。 暗黙の前提、 何を考察し何を考察しないかの選択等々、 CLSによる法律学プロ パーのドクトリン研究に対する 研究の根幹に 関

を背景に紛争研究もその基盤から問題とされているのである。 学問分野で進行しつつある状況を背景に、 的」であることはそもそも可能か、 の枠組みや視角の諸前提自体が問題視されるようになってきている点である。 やはり近代以降の「科学主義」「実証主義」「客観性」といった観念への根本的な懐疑がほとんどあらゆる 知の領域としての法社会学の役割・意義はどこにあるのかといった根源的 実証的 「紛争処理機関研究」 はもちろん、 「経験的」でありつつ、 「紛争過程分析」 同時に も含め 批判

研究」 そも 模索する動きが、 つあるのを受けて、 第四に、 「紛争」を研究の対象とすること自体問題視されるようになってきていることが挙げられる。 をリードしてきた法人類学の分野でも、こうした傾向に触発されつつ「紛争過程分析」 社会理論の領域で「構造」と「行為」ないし「実践」に関して、従来の枠組みを越えた視角が提供され 一九八〇年代以降、 構造機能主義へのアンチテーゼとして生成した「紛争過程分析」 活発に行われるようになってきているのである。 がその批判的役割を終え、 を越えるパラダイムを かつて 「紛争過程

応していこうとする限り、 基づく紛争処理方式・機関のパフォーマンス改善へ向けた政策的提言も行われている。 危機に瀕するどころかますます隆盛を誇り安泰に見える。 もちろん、 現在でもこうした批判的問題意識とは無関係におびただしい紛争研究が生産され続けているし、 現在の紛争研究パラダイムはもはや不十分きわまりない しかしながら、 上述のような知的 ものと断ぜざるを得ない。 表面的には紛争パラダイムは 社会的動向に真摯に対 それ 部の

ŋ

し

ことにしたい。

論者が言うように紛争研究は 紛争研究を新たな視角から再構成し、 ર્ક はや適切な研究テーマ そこに意味を見出していくことは不可能なのだろうか? では ない のだろうか? 様々な知 的 社会的 動 向 を消 化 つ

究 論動 認 8 の準備作業を行おうとするものである。 識 本稿は、 に限って、 の骨組みにつき、 向を踏まえ、 「紛争処理機関研究」が果たしてきた社会的役割を明らかにした上で、新しい方向への可能性にも触れておく こうした問題関心を背景に、 その枠組みに潜在する近代の法文化理念に根ざした神話的呪縛を検証し批判を加えていく。 私なりに 簡単なスケッチをしていく。 「関係的実践」および「言説的支配と抵抗」という観念をベースとした新たな基礎的社会 紛争研究パラダイムを最近の新たな理論動向に立脚しつつ脱構築していくた 次節では、 その上で、 紛争研究パラダイム批判の立脚点ともなっている最近の社会理 ふたつの紛争研究の流れのうち、 「紛争処理機関 そして最 研

討の上に新たな紛争研究パラダイムを本格的に再構成していく作業については別稿に譲らざるを得ない なお、 ておきたい。 今ひとつの紛争研究の流 れである 「紛争過程分析」 についての批判的検討、 およびふたつの 流 点 n の 予 批 判的 め お 断 検

紛争パラダイ ム批 判の理論 枠組 み 「言説的構造」 と 関係的 実践

○ 秩序と紛争の再帰的融合性

格 半面を言い当てたに過ぎない。ここでの問題関心から見る限り、 な指摘として積極的に評価できよう。 とい 視点や、 識に属する論点であり、 化していくことが要請されてくるのである。 か する新たな理論動向と密接に関わるものである。 17 う皮相的テーゼを内包していることへの批判のテコともなってきた認識である。 に顕現するという視角がとられている。こうした構造と変容に直接関わる新たな視角は、(%) し「被規定性」と「創発性」あるいは「支配」と「抵抗」がまさに融合的・共在的に、 さて、 紛争パラダイムへの批判の基盤にある視点は、 . う紛争パラダイムのもっとも根底にある観念への反省をも促すことになる。 秩序状況のただなかに潜在する葛藤要素および紛争状況のただなかに潜在する構造支配要素を鋭く見抜き再定式 紛争と秩序の区分が相対的なものであることは、「紛争過程分析」 逆に主体それ自体から発する創発的行為の前提といった視角を超えて、 政策的志向をもつ「紛争処理機関研究」 しかしながら、 以下、 そこでは、 基本的には社会における主体と構造ないしは実践と規範の関係に関 まずこの秩序と紛争の融合性につき検討していくことにしよう。 また、単に秩序と紛争の相対性を指摘するだけでは未だ問 構造による主体の行為に対する拘束性 紛争と秩序の相対性とは、 の大半がこの の流れに属する研究にとってはむしろ常 「紛争を解決して秩序を回復する」 「構造化契機」と そこでは、 この点は 個々の実践主体の実践のな 単に「その区分が不分明 当然に、 「紛争過程研究」 秩序と紛争の融合的性 「変容化契機」 規定性とい 「秩序と紛争」 の正当 った 題の ح な

味に

お

L۷

て把握されねばならない。

である」「連続性をもつ」といった意味合いを超えてより深い意義を含意するものだからである。

要素 素の 平常的と思念される状況においても、 というように、 主 また意識レベ 仕方や問題の認識の仕方 わち紛争要素が、 体 .. の 融合は、 なわち、 (構造) 意識その 紛争過程のある時点/ある場において秩序要素と紛争要素は、 と紛争要素 個 ルでの解釈という行為を通じて生成する。 相対的と言うより融合的に結合していると考えられなければならない。 Ł 々 0) 0) しばしばそれと意識すらされない形で存在しているのである。 が構成されてい 口 1 力 (抵抗/変容) (何を問い何を問わない ル な場面において当事者が不断に再構成していく、 くのである。 個 が相互に再帰的・ 々の実践のなかには潜在的な支配-か 紛争と秩序の相対性とは、 に関わる拘束が、 すなわち、 融合的に作用しながら、 解釈を前提とするロ まさに攻撃行為そのものを通して再認され ―抵抗関係の再構成への まさにこのような深化された再帰的 図式的に言えば、 状況の実践感覚レベ しかも、 紛争状況であれ平常状況であ 1 また逆に、 カル こうした秩序要素と紛 な実践 たとえば主張 ル 紛争状況で 不 のなか での、 断 の 動き、 あ る は 攻 秩序 争要 な意 すな n Įλ な は る 0

が Ś ح のような意味における秩序と紛争の 構造と実践に関 わる理論枠組みの 骨格を、 融合性をより的確に理解するために、 ζJ ま少し詳しく構成していくことにしよう。 以下、 実践主体の解釈を係留点としな

二 言説的構造の支配と抵抗

て理 さて我々が秩序要素と呼んだものは、 |解されつつ生起していくものである。 そもそも何であろうか。 我々が無限定な状況の な 我々の日常的実践は、 かで、 物や事象の意味を認識し、 定の言説的な枠組みを通 さらに自己を意

学論文、 とすらなく、 識 ベルでの状況解釈の枠組みとしてその解釈に一定の縛りをかけ支配性を及ぼしていくことになる。 インストリー う重要な機能を果たしている」というテーゼをめぐって生産されるおびただしい言説群、 してい 講義、 く際には、 ζJ ムの構造化された言説は、 わば 弁護士の説明、 様々な構造化された言説がその枠組みを提供している。 「自然化」されつつ解釈実践を支配することになる。 行政機関の対応、 その最も極限的な支配形態においては、 マスコミ報道等々は、 個々の実践者の実践感覚レベ このような素朴な意味において、 たとえば、 個々の実践者にそれと意識されるこ 「法制度は社会の秩序維持と 訴訟記録、 こうした様々なメ ルおよび意識 司法統計、 解釈的 法

践は言説的構造の支配を受けているのである。

ない ŧ に 言説的構造は、 くのである。 接対応的に働きかけるものではない。 が 「言説」としての性格を有している点である。 vのである。 (12) 個々の まさにその事実によって実践に拘束的支配性を及ぼしていくのである。 かしながら、 口 単なる「行為」ではなく「解釈的実践」に焦点が合わせられるのもこのことによる。 力 解釈的実践がディスカーシヴなものである以上、 言うまでもなく、これだけなら旧来の構造機能主義的な秩序観と大差はない。 ル な解釈的実践においてその都度それ自体再構成されることにより具現化されてくるものに他なら 言説として実践者の解釈のなかで、 構造は伝統的な秩序観のように、 それを「可能化」する不可欠の基盤であるととも それ自体構成されつつ支配性を及ぼしてい しかもまた、 行為規定的な規範として行為に直 他方で言説的構造そのも 問題はここでの構造 すなわち、一方で

実践者の固有の状況に応じて、 点である。 このことは、 個 々の解釈的実践は、 次のような重要な含意をもつ。 口 1 方で既存の言説的構造に依存しそれを「消費」 カル な場面ごとの無数のズレをそこに許容する つまり、 言説的構造の支配は一義的 しながら、 ・全面的なものではなく、 (room for 他方でその支配を巧妙 manoeuver) という 個 マの

わざるを得ない

的 に ル に すり 紛争要素 0 非意識 存在によって可 抜 けズレ 的 (紛争当事者各々の (戦略を生成していくのと同様にである。 を生み出すことで 能になるとともに、 抵抗 抵抗 的解釈の許容性) 個々のゲ Ų 口 1 ーム内の様々な 力 この意味で言説的構造の支配という秩序要素は、 ル な言説を を内包したも 「生産」 手 のに他ならない が していくのである。 ル | ル を遵守しつつもそこに のである。 1 ム が 明 それ自体 無数 示 的 0) な 0 意 ル

す 繰 践自体によって、 は すなわち、 固 ような解釈的実践はそうした無数の日常的解釈 り返しに伴って言説的構造も不 有の かし、 世界解釈を生み出 口 また逆に、 1 力 構造レ ル な解釈的 このことは言説的構造の支配性への ベ ルでは再認・再生産していくことになるからである。 しながら、 実践にお 断 に再帰的に適応化していくことになるが、 同時にそれを可能にした基盤たる言説的構造を、 ける創発的なズレ 抵抗 の積 の 生成は、 「抵抗」 み 重 ね も — の上で、 意味内容レ 面で秩序要素を孕んでいることを意味す 初めて可能になるかも ベ 言説的構造そ むろんロ ル ない まさに し 1 口 力 Ì n ル 自 力 「抵抗」 |体の革 な ル な状況像 し 「抵抗」 れ というその 新的 ない 0) 現象と言 再 不 編 を促 断 ル 実 0

争処理 ても、 要である。 制を考慮することも重要であろう。 ほ としており、 どに もちろん、 機関 結果的にその批判自体が言説的支配構造の再認、 自 !然化 研究」 こうした言説的構造の支配以上に、 の言説的構造の支配性を鋭く認識する作業なしに、 そうした言説的支配が破れた時にその され に即して展開してみることにし た言説的構造によるものであり、 しか Ĺ そうした制度的 たい。 より 物理 強制的 その支配性の鋭利な認識こそ法社会学の重要な課題と言うべ Ł 再強化を帰結することにもなりか 的支配性が露呈するものであることに留意しておくこと っとも成功した言説的 な物理 物理的支配装置も、 制度的 的支配装置 物理的 (たとえば紛争処理 一支配は、 支配装置の 必然的に言説的構造の支配 まさにそれと気づ ね ない。 批判的分析を行おうとし 機関 この点は後に 0) か 作 を前 n 用 が な ゆ 紛 統

きなのである。

題が残っている。 てくるのか、 さて、 以上、 実践主体とは何かという問題であ 言説的支配と抵抗の問題として秩序と紛争の融合性を再定式化してきたが、 すなわち、 個々の実践者のロ 力 ル な解釈的 実践においてズレ (「抵抗」) はい 未だ論じられ かにして生み出され てい な

(三) 関係的 実践と主体

ない。 のデータ、 措定されることになる。 要因群の集合体であったり、 れた主体観に過ぎない。 ア・プリオリに価値 か と調和的 つ行動していくものとして、 つた。 従来の紛争研究においては、 かし、 本格的な議論 そこでは構造は主体と対峙的に存立し、 人間関係のバランスをとっていこうとする、 これら個人としての歴史性を捨象され一 ケース内の個人はともかく、 は別稿に譲らざるを得ない ・欲求性向を保持する創発的だが孤立的な単位存在として設定されるのである。 我々は、 そして主体は、 経済的利得の最大化を求める単純な個人であっ 孤立的に設定されることが多かった。 固有の価 主体を彼 分析の前提として提示される主体像はこうしたものであっ 値 構造要因ないしデモグラフィックな社会的変数に還元されたり、 /彼女なりの固有の個人史を有し、 欲求性向をもち、 が、 主体を拘束するか主体によって変容されるものとして二項対立的 般化された主体は現実の実践主体とはまったく異なる幻像に過ぎ それは近代の しかし普遍的に抽象化され一般化され得る功利的 様々な外的要因を活用し、 「科学的」 それはしばしば性別 たり、 と称される知 その連綿と続く実践の継起の せ *د* یا ぜ あるいはそれに規定され 年 の言説的構造の支配 **↓** Σ 経済的 齢 職業・ たと言ってよ 利得と社会的名誉 分析素材として 学歴といった 個人に過ぎな ある なかで育 に囚 は

間

ただし、

言うまでもなく、

ここでの戦略的

セ

ンスは、

単なるゲ

1

ムでの勝利や利得の最大化を目指し

てとられる目

孰

で

つ

とは、 時 捉 ま 的構 ええ直 れてきた様々な他者との固有の、 まさに 成のなかで、 してい 個 く必要が 人史的 多様な他者を暗黙裡に志向した多志向的でロー である。 関係性のただなかで「主体化」 個 々の主体 しかもなお不断に再構成されつつある関係性のなかに位置づけられたものとして は 孤立的な価 される「主体 値 利害の追求と言うより、 カルな解釈的実践を行う存在に他ならな (subject =臣民/主体)」 まさにこうした固 なのであ 有 0) V 関 係 主体 O) 継

まり、 でそれ 活用 ンスをも身につけていくのと同様にである。 する者が、 ۲ 実践の継起を通じて、 0 先に見た言説的構造も、 個 個々の主体は、 人史的な関係性 0) 抵抗し、 ゲームそのものを反復することによって、 意識 的 再構成していくかについての実践主体の非意識的な 非意識的な抵抗ない は、 個々の主体の意識を構成し、 個人史的関係性とその現場面での位置に応じて、 言説的構造を主体に構成させていくのみならず、 まさにこうした固有の関係性の不断の構成過程を通じて、 しズレ を創出する戦略的 かつそれによって構成されるものとして顕現してくる。 ル ールのみならず様々な状況に応じた「手」 なセンスをも獲得するのである。 「戦略的センス」 一方で言説的構造の支配を受容しつつ、 それら言説的構造をい よりミクロ をも同時に生成してい には の活用 あるゲ かに 反復的 実 践 0) 1 戦 ムに習 0) な解釈的 な 略 か 他方 的 ŧ か

史的 ん 関して最も有効と思わ たとえば利得の最大化を目指 的志向的な戦術と同一視されてはならない。 ど無意識的に回 な関 係性の総体との対話とも言うべき多志向的 避されていることさえ多い。 れる戦術は、 す目的 志向: しばしば主体の自己意識や関係性のあり方とは共存し得ず、 的思考との それがまさに他者との関係性のなかで生成されてくることを考えれ 我々 へが、 な配慮が瞬時に認識の構成を促してい み見えるもの 様々な個別的問題に 0) 背後で、 実は つき目的志向的 意識 的 で るはずである。 あ に認識 n 非 意識 選択肢としても 決断を 的 であ ある して n 問 V ほ 題 個 ば る

ŧ,

と思 のである。 いってい この意味で、 る際にも、 実は自身の置 主体は、 ひとり自省的営みに従事している時でも、 かれ た関係性 への配慮を潜在させた「実践のセンス」が常にそこに介在してい ダイアディックな交渉に携わるときで る

常に歴史性と社会性のただ中で開かれた配慮を遂行していると言ってよいであろう。

な 関 ティンジェ 「客観的」 (わりを保持しているのである。 実践 しかし の戦 要因にも、 無理 路的 ント 0 な創発性を内包するとともに、 セ な ンスとは、 ζ. あるいは主体の個別的属性や目的志向的意思決定にも還元し得ない、 固有の解釈を創出していくことを可能にしている。 まさに関係性のなかに係留された個々の主体が、 かくして、 その生み出す無数の戦略的ズレ 常に固有の 関係性に体現される歴史性を帯びた構造との緊張に満 それによって個々の は、 言説的構造の支配をすり抜け、 決して静態的な構造変数や状 それ自体ゆらぎつつある 解釈的 実践 ちた 柔軟 況 コ

口

1

カルな固

有性に根ざしたものと言うべきなのである。

する一方、 断に再認・ て把握されるべきこと、 での議論を簡単にまとめれば次のようになろう。 を媒介として関係性と言説的 さて、 すなわち、 1 カル 以上、 な解 再構成されていること、 ズレの 釈的実践における 日常的な解釈的実践とは、 紛争パラダイム批判の基盤ともなるべき新たな社会認識の理論枠組みの骨格を構成してきた。ここま 創出という抵抗を許容し、 ②言説的 |構造によって可能化され構成されるものに他ならないのである。 抵抗 「構造は河 ③言説的構造は個々の その本質において を方向づけ可能化してい 個 ロマの またそれによって構造レベ 口 ①紛争と秩序の融合性は、] カル な解釈的実践を可能化しつつ、 口 「関係的実践」 力 るのは、 ルな解釈的実践の ルの支配を再強化するものであること、 に他ならず、また主体とは、 個 主体の実践的および意識的解釈を場とし 々の主体 場 の個人史的関 同時に解釈的実践を通じて不 ・枠組み」としてそれを支配 係性に根ざす 実践 のセンス 「実 **(4)**

践

0)

戦略的

センス」

であること、

⑤個々の実践者主体は決して

「構造」

と対峙的に屹立するものでなく、

一方で個人

口

もここから生じてくるのである。

以上である。 史的関係性の 次にこうした視点から見た紛争パラダイムの評価につき見ていくことにしよう。 なかに位置しつつ、 他方で支配的 「構造」 と創発的 抵抗」 が ~融合的 に発現するサイトでもあること、

四 紛争パラダイム批判と克服の方向

ラダイ す認識のある次元での差異が明確に意識化されているという点であろう。 していること、 していることにおいて等値である。 さて、 ム 秩序と紛争の融合性を、 はどのように理解されることになるだろうか。 紛争状況でもそれが見られることでは相違はない。 このように主体の解釈的実践を核としつつ再定式化したところから見れば、 すなわち平常状況においても言説的構造の支配とそれへの抵抗という要素が存 基本的には紛争状況と平常状況は、 違い は、 紛争状況におい 上述した解釈実践 ては解釈的実践が生み 紛争パ 生起

復 ざるを得ない。 日常的実践をこそ検証 をもって研究を進めるためには、 こうした視角に立つ限り、 維持 の政策的 構造と実践の関わりを的確に捉えていくためには、 批判的 していくべきだ、 検討の対象と見たりする従来の紛争研究の視点は、 紛争を、 むしろ構造の支配性がそれと気づかれることがないほど「自然化」された平常的 主体の単純に自律的な創発的活動を分析する格好の対象と見たり、 紛争パラダイムから「支配) しかも「言説的支配/抵抗」 /抵抗」パラダイムへと転換すべきだ、 言うまでもなく不十分なも 関係 への 批判的 秩序 との批 のと言わ 意識 の 判 口

帰的に反省を促してくる点である。 さらに、 今ひとつ重要な点は、 こうした理論的立場が、 言うまでもなく、 我々の研究実践も、 必然的に法社会学研究というメタ言語実践そ 一方で言説的構造の支配を受けつつ、 n 自 体 他 も再 方

社会学の法社会学という解釈的営みが伴っていなければならないのである。この点でも、 配する、 りわけ で言説的 「紛争処理機関研究」 それと容易には気づかないほどに「自然化」された言説的構造への鋭利な自省が常に必要であり、 構造の再構成に貢献する、 は、 そうした自省的営みなしに無反省にある種の言説的構造の神話的呪縛に囚われ ある意味でより直接的なメタ解釈的実践に他ならな 6 現在の紛争パラダイム、 それ ゆえ、 我々自身を支 ŲΔ わば 7 لح VA

言えるであろう。 を反映したものであり、 このように、 現在の紛争パラダイムへの批判と疑念は、 また他方では、 それら理論パラダイムの転換に必然的に伴う批判的志向に立脚したものだと ひとつには構造と主体に関する社会認識のパラダイム転換

るとして批判されることになるのである。

割を終えたのだろうか。ここで展開してきた新たな理論認識を前提に紛争パラダイムを組み替え、 いく可能性はないのであろうか。 私自身、こうした立場を基本的に共有するものである。 しかしながら、 紛争パラダイムは、 もはやまったくその役 V わば脱構築して

状況 パラダイムを構成していけるか否かであろう。 釈の差異がいかなる形で変容されていくか、その過程に関し言説的構造の支配が及ぶことも当然であろう。そうであ 次元での解釈の差異をめぐって他の様々な言説的構造が再認されていくことも当然にあり得る。 きであ n ば、 考えてみれば、 の研究の重要性を肯定するとしても、 る。 「秩序と紛争の融合的理解」「支配、 問題は、 紛争状況においても、 従来の紛争パラダイムに内在する無反省な理論的、 すべての言説的構造の支配性が明確に意識化され /抵抗へのセンシビリティ」 なお紛争それ自体は研究のサイトとして一定の意義を有していると言うべ を前提とする立場に立ったとしても、 価値的前提を払拭した上で、新たな紛争研究 ているわけ また意識化され では なく、 また平常 ある た解

政策的志向が強く、

とりわけ法律学との親縁性を多分に有した

「紛争処理機関研究」

に

おい

て、

多くの場合当

識的 B らぎをも視野に含めていくこと、以上の二点が不可欠の要請となるだろうと思われ その際 |解釈の 変容の観点から見ていくべきこと、 とり b け 重要なの は 紛争という基本観念について、 ②その際、 個々の主体の解釈的実践における言説的構造の支配とその ①当該状況に おける実践主体の る。 実践感覚的 お ょ び意

強く、 関 された我々の紛争理解を前提に、 研究 基本前提に内在する諸神話 以下では、 それゆえ言説的構造の呪縛がより問題とされねばならない 0 諸前提を批判的に抽出 そうした方向へ向けての準備作業のひとつとして、 (言説的構造の支配) 批判的に検討していくことにしよう。 ・整理してみることにしよう。 の批判的検証 紛争研究のふたつの に合わされることになる。 「紛争処理機関研究」 議論の焦点は、 流 それら につい n のうち、 次にまず、 て、 「紛争処理機関研究」 解釈的 より 政 紛争処理 実践に係留 策 的 向

三 紛争処理機関研究の諸前提の批判的検討

た視角 自体 れる研究の批判的意義もコップのなかでの 前提として「自然化」され、 タ言語的な実践においてこそ、 が、 から ある時代・ 現在の 「紛争処理機関研究」 社会に固 問われることさえほとんどないいくつかの前提が存在する。 有の法と法的制度に関する言説構造に支配され そうした言説的構造の支配性に自省的な目を向けてい の諸前提の問題点を批判的に 「抵抗」として意義薄い ものに留まらざるを得ないであろう。 検証していこう。 たものであるとすれば、 もちろん、 く必要がある。 しかし、 個 そうした前提それ その掌中で行 々 以下、 の研究に 研究とい そうし は以

下の

諸論

点の

いくつかを克服しているものもあるだろうが、ここでは一

般的

傾向として議論

していくことを予め

断

つ

ておく。

的 秩序回復に貢献するものと当然に措定されているように思われ され 果として回避 表としての「対象化された葛藤論点」の表面的解消・ めぐる対立が焦点化されたものとして捉えられるか、 向 柔軟な解決_ が さて、 に ある。 7 「自然化」することによって、 「紛争処理機関研究」 ないと言うべきかも そこでは、 を図る裁判外紛争処理に 隠蔽してしまう。 紛争は、 しれ の多くは、 典型的には特定の財物 あるい な 当事者の解釈的実践に内在するより深い構造的 67 おい は、 にも 紛争を機関の機能対象として、 っても、 それら構造的葛藤 か か 「合意」 わらず、 あるい 修復の問題として捉えられるのが普通である。 (たとえば金銭的損害賠償) をキーワ この機関に は社会関係的コンフリクトが問題となる時でも、 (Root Cause) ードとして おける しかも固定的な社会的実体として捉える傾 「焦点化され は言説的構造の支配のもとで 主的解決」 の帰趨等、 な 「支配 た問 を理想化 何らか ,抵抗関係] 題 0) 処理 0) 「実情に しモラ 価 は安定的な 0) 値 認識 要素を結 その徴 即 利 言説 すら 害 L た を

釈 題 等 値 ることが見落とされてしまうことになる。 力 0 ル 0) なかで、 として研究者の視点から集約 な 問題に焦点化される個 利 見 害の対立に集約する視点では、 解釈的実践とは関わりなく、 解に 潜 より深く構造的な秩序要素と紛争要素の融合・ む第 の 問題点は、 人の利害 (矮小化) 紛争は 紛争というものが、 ・価値の対立として固定的に思念されている点である。 紛争がその継時的展開のそれぞれ 「客観的」に「特定の価! されているのである。 多くの場合、 反発を通して変容していく流動的 このように紛争を特定の 値 特定の の場 利害志向をめぐって焦点化され 財 |物の帰| ⁄ 時点におい 属や て、 関 すなわち、 係 「客観的 当事者の 的葛藤 な性格をもつものであ な実 0) 当事 徴 口 た対立 在 表 者 的 力 たる価 対立 ル 0) な解 O \Box

問

逆に とい 的」に把握され得る価値 十分なことは明らかである。 もちろん特定の うも 固 有 0) が 0 関係性への配慮」 当事者たちにとって単に 価 値 利害をめぐる選好や要求水準の変化という程度の流動性は前提されているとはしても、 利害の対立として、 そこでは基本的に、 をも含めたポリセントリックな解釈問題であることを理解するなら、 「焦点化され その意味で固定的に定義されてしまっているのである。 紛争は当事者の た問題」 に留まらない 「主観的」 |関係を支配する言説的 解釈とは独立の 「客観的」]構造 それでは未だ不 ない の抵抗」 紛争 B

機関 解釈的 て、 関 が定義する問題枠組みに適合する価値 か 接触のなかで構成していく継時的な解釈変容の問題に他ならない。 こうとする我々の視角から見れば、 0) 11 な当事 対象物と認識されてしまうことである。 が のである。 第二の問題は、 道 機関利 0) 機能範囲を超えるものとして考慮されない。 接に処理可 実践 者 用者は 0 口 0) 刺激ない 1 能 カ 紛争をこのように「客観的」 紛争処理実践の主体というより問題となる価 な対象 ルな実践次第なのである。 し素材を提供するに過ぎず、 に 他ならず、 紛争の処理とは当事者自身が機関との接触や他の様々な他者との 利害に関わる限りで「客観的」 言うまでもなく、 それと適合しない当事者の認識や当事者自身の主体としての紛争定義 しかし、 「固定的」に捉えることの帰結として、 ここでは、 そ 多くの n をい 紛争を当事者の不断の関係的解釈実践に係留して見て 値 紛争処理機関が対象としての紛争を処理するのであっ かなる意味に構成し紛争認識の 「紛争処理機関研究」にとって、 利害の帰属体としての意義を有しているに過ぎな 紛争処理機関はそのセッションを通じ、 に存在する処理の対象 紛争がまさに機関に なか 紛争とは、 に 従って紛争処)明示的 取り込ん 当事 ょ 当該機関 /黙示 る処 で 者 理 0) 理

され 第三の る 問題は、 ない L 解決」 このように紛争を捉える結果として、 されるべきである、 といい う前提命題が措定されていることである。 当然に機関での最終的アウトプットをもって紛争が 多くの 「紛争処理機関研 解 決

れば、 は、 も対 のなかに取り込み、 象とする機関の制度的 機関側にとってその存在と運用を正当化するもっとも有効な判定基準であるし、 にとって、「解決」 機関が提供する「解決」 その論拠として用いられる論点である。 によって、 さらに変容させていく重要だがひとつの あるいは適正な の成否とその内容は最も重要な機関 組織的構成や運用状況を、 は、 それ自体として「解決」であり得るはずがなく、 判断 によって、 しかし、 個々の当事者自身の実践に視線を合わせる我々の立場から見 肯定的に評価する場合も、 ŲΣ かに成功裏に、 「素材」であるに過ぎない。 のパフォーマ L ンスの指標と考えられ かも効率的に紛争を処理し得てい 批判的に分析し改善を提言する場 当事者たちが自身の解釈 「紛争処理機関研究」にとって 紛争処理機関は、 てい 効果 言葉の最 的 的 実践 な

も広い意味で紛争を「処理」はできても

「解決」はできないのである。

関の 準として表層的な められることも、 るものではない。 解決」 「不調」であった場合の差が相対的なものに過ぎない点を是非とも認識しておく必要があるのである。 な実践の場では、 もちろん、 解決」 が実質的な対立関係を隠蔽し抑制する作用をもつ場合があることも決して否定できないであろう。 当事者の実践の介在をほとんど考慮することなく、 がそのまま履行されるのでなく、 このことは、 神話の呪縛に、 ただ、 むしろ常態と言えるほどによく見られる現象である。 「解決率」「合意成立率」 解決 当事者の関係的実践を前提に見る限り、 紛争処理機関が機関セッション限りで と「不調」 それ自体囚われていることを示すものと断ぜざるを得ないのである。 の実質的効果が逆転していることも決して珍しくはない。 関係的な考慮や状況変化を踏まえ、それを素材にさらに調整的 や 「履行の程度」 「紛争処理機関研究」が機関のパフォ を極端に 「解決」 機関アウトプットが 重要視してい また逆に、「判決」であれ を 般的に志向することをまったく否定す るとすれば、 「解決達成」であった場合と そ ーマンス評 「合意」 機関が提供 n 事実、 は紛争処 な交渉 であ にも 口 価 理 が 1 0) か か た 力

視され 作用 判 であり、 たものでしかない。 過程における強制要素を内包するものであったり、 味をもつこともあれば、 処理方式 す が インフォ て柔軟に変容し得る。 判 断と ることも多い。 が 断者として定義づけられていようが、 て V 第四に たすらそこへ収斂していくようなものでも 決して、 う機関限りでのアウトプットに焦点が合わされることにより、 リティ」 機関 問題となるのは紛争処理方式 実際には、 と合意型紛争処理方式 それ自体相対的なものであるアウトプットの またアウトプットとしての 「強制の程度」 紛争処理機関の作用は、こうしたセッションにおけるミクロで柔軟な相互的解釈実践の積 たとえば、 逆に単なる示唆程度にしか認識されないこともあり得るのである。 セッシ 3 機関担当者のひとつの発言は、 等の要素が絡み合いながら類型化されていくのが通常である。 ンにおける当事者間の、 ・機関の区分であり、 ある時と場におい 「合意」 機関の形式的類型化の前提である。 逆に ないのである。 自体、 「判断」 て、 本来的に対立的未決要素をその内部 また機関担当者との相互作用は、 合意から判断 みが がその過程での協調要素を反映したものであっ 当事者にとってまさに拘束的な 彼が形式的には調停者として定義づけられてい 排他 機関 的重要性を持つわけでもない へと至る軸上 [セッション内外での当事者の 最も に 基本的な類型は、 「手続きのフ 合意」 その状況に応じて極め 判断 ここでも、 周辺 がしばしばそ し、 に含む 才 実践 途中 としての マリティ 判断 型紛争 (は等閑 合意 Ò 開 み たり よう 相 重 か 有. n ね

割等、 造 力 定の手続き過程の特質を当該アウトプットに適合的なものとして固定的に意味づけてい ル 12 運 Ł な 機関 用 解釈実践に即した手続き自体の か か マニュアル 担当者の実践も固定的にモデル わらず、 B 紛争処理方式· 判断 アウトプットを適正化する手続き構造 機関類型論は、 流 動 化され標準化されていく。 的 適応 の意義を見過ごして、「合意」アウトプットを促進する手続 このアウトプット の形式的類型 そして、 / 運用マニュアル等、 「紛争処理機関研究」 (判断 く。 (合意) スタティッ 調停者役割や を出発点として、 の多くは クな定式化 判断者役 き構 口 12

焦点を合わせているのであ

ろ、 適切な紛争の 処理方式· 争類型」 義 応 くことになる。 なは、 応じた適合性 化等を考慮するなら、 第五 深い 必然的 0) は 問題 構造的葛藤を反映した当事者の解釈的実践を無視し、 機関は、 チャ また当然にそれぞれに適した紛争処理方式・機関があるとの発想につながっていく。 は に紛争それ しかし、 の検証と機能評価、 ネリングが課題とされることになる。 紛争類型と処理方式・機関類型のマッチングという前提である。 それぞれ一定の属性によって特徴づけられた一定の紛争類型との適合性を暗に前提としな 自体の こうした固定的な類型化と機能分担という前提には大きな疑問を感じざるを得 既に述べた当事者の解釈実践 なかに様々な下位類型が存在するとの発想に結びつく。 そして各紛争処理方式・機関間での紛争フロ (紛争の意味づけと広がり) 「紛争処理機関研究」 「合意」 や 「権利」 に お 1 という一 ĺΣ の流動性、 先に見た紛争の固定的 の効率的 ては、 そして、こうした多様 これ 種のモラル言説に な制御 手続き過 ら機 こうして各種紛争 が問題とされ 関手 程の な 客観的 柔 による差 水軟な適 0) む 類 7 刑 定

Processing) る。 K 0) き攪乱現象としての紛争、 機能 つき批判的に評価 れるべきだろうか。 以上を総合す そこで 分担 という図式 は 側 研 れば、 究者 0) ポジショ した上で、 \mathcal{O} そうした研究は言説的構造との関係でい 「紛争処理機関研究」 視 そしてさらにこの社会制御図式 線 達成されるべき秩序、そしてその ンに合わされている。 は、 「紛争処理機関研究」 当 事 者とその における基本的前提命題の含意が明らかとなる。 口 1 - 紛争処理機関研究」におけるこれら傾向 の組み替えの方向性についても示唆しておくことにしたい。 力 ル が現実にも機能 な 実践 「解決」 かなる役割を果たしてい にでは 機能を担う紛争処理機関と効率的 なく、 的であり可 「紛争・ 能であ を上 るのだろう るとい か それ はどのように位置づけ 5 処 う素朴 か。 は、 理 す 除去さ な制 最後に、 る -な信仰 (Dispute 御 \mathcal{O} n これ る た で あ め

異化

構造化

を前提に、

言説的支配·

制御を及ぼしていく効果を結果的には果たしているのではないだろうか。

手続き

法制

度を設計

してきた法学的言説の

動きとい

ささかも変るところがな

67

それは等しく、

内部的

な支配

従

属要

素

(当

事

者の解釈的

実践の無視

抑圧)

を言説的に中和

隠蔽する作用を果たしていると言うべきであろう。

四 言説構造の支配と「紛争処理機関研究」の方向

蔭で、 立的 対抗 らに た、 ぐる言説は、 つ、 0) を固定的に定義づけてい ル 公平的自己 これら紛争処理機関およびその研究をめぐる その より直接的には、 主客分離」 IJ 的 般的には、 しばしば狭義の法律学的言説が概念の類型化等の細部において色濃く影響していることも否定できな 公平的 1 実はそれと極めて類似した言説の論理構造がそこにも見られることを見逃してはならない。 志向を有して 推進・ ガリズムが、 像を や 改良に貢献しようとしてきたものである。 これら「 普遍的性格を前提とする言説構造を「自然化」していったのと同じように、 はり基本的に機関の処理 「操作主義」 「自然化」 お 自律的個· ŋ 広義の法および法制度をめぐる社会制御主義的な言説的構造の 「紛争処理機関研究」 < してい 伝統的 「紛争処理機関研究」 等に特徴づけられる「科学) 人に帰属する ったのである。 な訴訟制度に代替する紛争処理の機能性を主張し 機能を自律的個人による「合意」という虚構に基礎づけつつ、 「権利」 「常識」 ―とりわけ裁判外紛争処理機関研究 の動きは、 「合意」を核として、 の言説を通して、 としての諸命題群は、 /知の言説的構造」 しかし、 まさに こうした表面的な法制度 権利」 それに適合的な手続き、 法 を核として、 法制度および法的推論 に基礎づけられたものと言えよう。 その最も基底に 「自律」 部を構成するものであ は 緻密ではあるが 狭義の法律学的言説 代替的紛争処理 /訴訟制度 ح お /組織構 「合意」 ζJ 7 判 は、 ちょうどリベ その 断 成 を強調 近代に 虚構 0) 処理 機関 対抗性の 中立 過程 的 対 固 な法 的 をめ 0) ラ の さ ま つ 0 有

点では、 政策志向 的研究であれる 科学的 実証的 研究であ n 変り Ú な

調的 御主義的であるとともに普遍・中立的な言説構造を、 て多様でミクロな言説的抑圧要素を「自然化」していくものとして、 7 「紛争処理機関研究」 神話 ―それが現実でありかつ実効的であるという神話 は、 Ų) かに伝統的法制度への対抗的スタンスを維持するにせよ、 その批判対象と共有していることになる。 従来の は、 「権利」 まさに機関セッショ の言説と等値 当事者の自発的 その背後に潜 なのである。 ンを通じた極 む 協 制

学的 n を 取り巻く 強化するものだったと言うべきであろう。 説構造の支配性を批判することではなく、 こうして「紛争処理機関研究」 「自然視」 のように見てくれば、 実証的」という正当化論理の装いをもって---、 「常識的」 するようになる。 言説の支配性への鋭利な自省をそこに見出すことはできない 「紛争処理機関研究」という言語的実践が果たしてきた作用は、 多くの紛争当事者および個人は、 が紛争処理をめぐる神話的言説構造を再強化する結果、 まさに「代替的」な言説を付加することによっ それは微細な「抵抗」 法言説が果たしてきた支配性要素をむしろ再認し補助的 ではあっ 紛争処理機関はまさに たかもしれない。 のである。 「紛争」 当事者自身もそうした言説 7 決して伝統的 L かし、 を しか 「解決」して「く Ł 研究者自身をも しばしば 法 制 度 に再 0) 科

直 らの の紛争状況における解釈実践自体、 体にとっては言説の網はより粗くより曖昧であり、 5 ちに縮小を強いられることになる。 見 一紛争」 ものとの期待的解釈を一般に有するのである。 n ば 認識は機関 過 剰期待」 とも言うべき当事者の の定義する 支配的言説構造への 「紛争」 その結果、 より広く、 「紛争」 当事者は機関セッ 従って「抵抗」の余地 しかし、 「解決」 および 「抵抗」 紛争処理機関研究者とは異なり、 「紛争処理 の意味もより広い の継起を内在させていると言える。 ションの意義を相対化させ、 機関 (room for manoeuver) 機 能 のが普通である。 0) 解 釈 は 逆にし 機関 これら日常的実践 こうした機関側 との この意味で彼ら はより じばしば 接触 広 K より 過少 彼

か

る₍₂₁ 期待」と言うべき意義しかそこに見出さなくなって、 常識化」され そして、 この当事者たちの 「自然化」された言説構造の支配に囚われることなく検討していく鍵が隠されているのではない 「したたかな」実践のなかにこそ、 自身の解釈実践のなかでさらなる「抵抗」 紛争処理機関の作用 を、 この研究 を試みることにな 究領域 に お だろ ひつ 7

うか。

う_{。22} となのである。 た の視点から日常的実践者の視点へと移すべきなのである。それは、 造の支配の再認を超えて真に批判的な意義を獲得していこうとするなら、これら人々が機関との接触におい 口 「生産」に目を向け、 紛争処理機関研究」が、 「紛争処理機関研究」は、 カル な解釈的実践をいかに行い、「抵抗」 紛争処理機関の廊下や戸口で囁かれる 現在の知と学とそしてポリティクスをめぐるチャレンジングな状況のなか その視線を、現状肯定的であれ批判的であれ、 し、 あるいは 「屈伏」しているのかを微細 「聞かれることのない声」 市井の人々の機関利用という「消費」 制御主義的 に検証 な機関設営者/社会制御者 に我々の耳を傾けていくこ していく必要が で、 の形をとっ 言説 てその あ 的 ろ 構

- 1 理論』 Processes and Law: A Critical Introduction" British Journal of Law & Society Vol. 8-2 141 (1981) 参照。また紛争研究に お ける「機関志向アプローチ」と「過程志向アプローチ」の比較と評価ならびに関係づけにつき、 りの Dispute (信山社、 一九九四年) Process 研究と Dispute Processing 研究の区分について、Francis G. 第一 Snyder 拙著和田仁孝 "Anthropology, 『民事紛争処 Dispute
- (2) Law & Society Movement につきレビューした論文として、 Research" Law & Society Review Vol. 21-1 165 (1987). 特に後者はCLSの批判等をも考察しながら新たな方向を提示しよう Stanford Law Review Vol 38 763 (1986) としている点で参考になる。 ねよら Susan S. Silbey and Austin Sarat "Critical Tradition in Law and Society Lawrence Friedman "The Law and Society Movement"

- 4 未完成ながらひとつの試論的試みとして、前掲拙著『民事紛争処理論』第一、二章。
- 5 don "Critical Legal History" Stanford Law Review Vol. 36 57 (1984). Formalism" in Disputing and Dispute Processing" Law & Society Review Vol. 21-5 695 (1988), Goldberg, Green and Sander 向をニュー・フォーマリズムとして鋭く指摘しており、本稿での議論とも軌を一にするものである。Austin Sarat "The "New (eds.) Dispute Resolution (Little Brown, 1985). またCLSの議論でこうした点につき示唆を与えるものとして、Robert Gor-サラットは、ゴールドバーグ、グリーン、サンダーによる紛争処理に関するテキストへの書評論文のなかで、こうした傾
- $\widehat{\underline{6}}$ Sociolegal Research" Law & Social Inquiry Vol. 15-1 135 (1990), Austin Sarat "Off to meet the Wizard: Beyond Validity ?" Law and Social Inquiry Vol. 14-1 15 (1989)′ なみら "From 'Scientism without Determinism' to 'Interpretation without and Reliability in the Search for a Post-empiricist Sociology of Law", Law & Social Inquiry Vol. 15-1 155 (1990). なよな Politics'" Law & Social Inquiry Vol. 15-1 171 (1990), Christine B. Harrington and Barbara Yngvesson "Interpretive tive Legal Scholarship" Studies in Law, Politics and Society Vol. 11 255 (1991). 刊行されている。The Fate of Law (1991), Law's Violence (1992), Law in Everyday Life (1993), The Rhetoric of Law ループの主張については、Legal Study Forum Vol.9-1 (1985) の特集号の諸論文参照。またセミナーの成果についても続々と 阿部昌樹「批判法学と法社会学」大阪市立大学法学雑誌第四〇巻第四号(一九九四年)参照。またアムハースト・セミナー・グ David M. Trubek and John P. Esser "Critical Empiricism in American Legal Studies: Paradox, Program, or Pandora's Box プを含む解釈的パースペクティヴを批判するものとして、Neal Milner "Rights, Politics, and Judgement: Limits of Interpre (1994)、いずれも Austin Sarat and Thomas R. Kearns (eds.), Univ. of Michigan Press である。他にアムハースト・グルー これら関心は、CLSの動きと親縁性をもちつつも独自の展開を示すアムハースト・セミナー・グループに属する法社会学 法人類学者に共通の問題意識である。とりわけトゥルーベク、エッサーと彼らとの間で交わされた論争が参考になる。
- こうした展開を宣言的に示したものとして、June Starr and Jane F. Collier "Introduction: Dialogues in Legal Anthropolin June Starr and Jane F. Collier (eds.) History and Power in the Study of Law: New Directions in Legal

Press, 1981) Comaroff and Simon Roberts Rules and Process: The Cultural Logic of Dispute in an African Context (Univ. of Chicago Anthropology (Cornell Univ. Press, 1989).また「紛争過程分析」の功利主義的バイアスを批判するものとして、John L

- (8) 従来の紛争パラダイムを補正し、それを新たな視角から再構成して分析しようと試みたモノグラフとして、 Yngvesson Virtuous Citizens, Disruptive Subjects: Order and Complaint in a New England Court (Routledge, 1993)
- (9) 紛争過程分析の批判的検討については、拙稿和田仁孝「法人類学の変容と「合意」批判の方向性」棚瀬孝雄編『紛争処理 における法と合意』(ミネルヴァ書房、近刊)。
- (1) これら社会理論の動きとしてここでの議論の下敷となっているのは、次のような文献である。Michel Theory of Practice in Critical Legal Studies" Law & Social Inquiry Vol. 14 69 (1989)° Comparative Studies in Society and History Vol. 26 126 (1984), Rosemary J. Coombe "Room for Manoeuver: Toward a of Resistance: Hidden Transcripts (Yale Univ. Press, 1990), Sherry B. Ortner "Theory in Anthropology since Sixties' Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasand Resistance (Yale Univ. Press, 1985) ♀♀ゟ Domination and the Arts of Sociological Method: A Positive Critique of Interpretative Sociologies (Stanford Univ. Press, 1993 2nd ed.), James C.Scott Social Theory: Action, Structure and Contradiction in Social Analysis (Univ. of California Press, 1979) ♀ょら New Rules Practice of Everyday Life (Univ. of California Press, 1984, translated by Steven Rendall), Pierre Bourdieu Outline of a Theory of Practice (Cambridge Univ. Press, 1977, translated by Richard Nice), Anthony Giddens Central Problems in de Certeau
- (11) この点は我が国でも千葉正士教授がいち早く理論化されたところである。さしあたり千葉正士『法と紛争』(三省堂、 八〇年)。 一九
- (12) こうした認識はギデンズの「構造の二重性」という概念と照応するものである。
- (13)「消費」という形の「生産」という認識はセルトーによる。
- 14 この点につきブルデューの象徴暴力の理論が有益である。Pierre Bourdieu Outline of a Theory of Practice op. cit., p.190
- <u>15</u> 同時に「実践のセンス」の産出・活性化原理でもあるものを概念化している。Pierre Bourdieu *ibid.*, p.72 以下参照 ブルデューは、 「構造」と「実践」を媒介する「ハビトゥス」という概念によって、 これら歴史的関係総体の産物であると

- <u>16</u> Processing"op. cit.参照。またこうした傾向は、いわゆるギャップ研究として、表面的には既存の法と法制度への批判性を有 争処理論」第一章第一節 Tradition" Legal Study Forum Vol. 9-1 23 (1985) のとして批判される。Austin Sarat "Legal Effectiveness and Social Studies of Law: On the Persistence of a Research しながら、実は法制度に関する理想的機能化が可能であり、また実現していくべきだという「神秘化」を結果的にもたらすも 私自身、「制度理念の呪縛」という概念により、「紛争処理機関研究」のこうした傾向を批判している。 「制度理念の呪縛」一頁以下。また Austin Sarat "The "New Formalism" in Disputing and Dispute 前掲拙著 『民事紛
- <u>17</u> 評価・批判として、Sally Engle Merry "Disputing without Culture: Review Essay of Dispute Resolution" *Harvard Law* Review Vol. 100 2057 (1987) みょう Barbara Yngvesson "Disputing Alternatives: Settlement as Science and as Politics" Law & Social Inquiry Vol. 13-1 113 (1988). この他、 「紛争処理機関研究」の中核をなすADRムーヴメントへのアムハースト・セミナー・グループの法人類学者からの
- 18 Justice Programs" in Sally Engle Merry and Neal Milner (eds.) The Possibilty of Popular Justice: A Case Study of フランシスコのコミュニティ・ボードを中心に検証する論文集である。 Community Mediation in the United States (Univ. of Michigan Press, 1993) 89. なお、この文献は、批判的視角も含めてサン 紛争処理機関評価に用いられる様々な指標とその枠組みを検討する論文として、Kem Lowry "Evaluation of Community-
- 紛争処理論』第五章第三節「合意の力動性」一五三頁以下。 「合意」につき「関係的実践」概念に基礎づけつつ、その開放的・展望的性格について論じたものとして、 前掲拙著 『民事
- 化」され、それが社会にとっても当事者にとっても善であるという「素朴な信仰」が見られる。 自省的な検討が加えられることはほとんどなく、多くの場合、ここで挙げた既存の機関の処理・運用に関する基本前提が いわゆる紛争処理機関への「アクセス」が問題にされる際、「アクセス」によって提供され獲得されるものが何かに うい 「自然 7
- 念との間の意味的断裂 この当事者が期待としてもつ「紛争解決」解釈と紛争処理機関側および「紛争処理機関研究」が措定する 『民事紛争処理論』一六九頁以下。 (期待の「過剰性」と「過少性」)、およびその結果としての機関利用当事者の認識変容について、 「紛争解決」概 前掲
- たとえば、Austin Sarat "The Law is all over: Power, Resistance and Legal Consciousness of the Welfare Poor" Yale アムハースト・グループに属する、あるいは親縁性をもつ研究者の研究のなかに、こうした方向へ向けての試みが見られ

Journal of Law and Humanities Vol. 2-2 343 (1990), Austin Sarat and William L.F. Felstiner "Lawyers and Legal Merry "Ideological Production: The Making of Community Mediation" Law & Society Review Vol. 22-4 709 (1988), Carol Community in a New England Town" Law & Society Review Vol. 22-3 409 (1988), Christine B. Harrington and Sally Engle Law and Humanities Vol. 2-1 1 (1990). Review Vol. 22-4 687 (1988), Sally Engle Merry "The Discourse of Mediation and the Power of Naming" Yale Journal of J. Greenhouse "Courting Difference: Issues of Interpretation and Comparison in the study of Legal Ideology" Law & Society Consciousness: Law Talk in the Divorce Lawyer's Office" Yale Law Journal Vol. 98 1663 (1989), Barbara Yngvesson Yale Law Journal Vol. 98 1689 (1989), "Making Law at the Door Way: The Clerk, the Court, and the Construction of Virtuous Citizens, Disruptive Subjects op.cit. ねょら "Inventing Law in Local Settings: Rethinking Popular Legal Culture"